

平成 18 年度大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
 利用対策部会
 第 1 回ガイド制度等検討ワーキンググループ

議事概要

◆日 時 平成 18 年 12 月 18 日 (月) 13:30~16:00

◆場 所 春日野荘 天平の間

◆出席者

<委員等>

| | | |
|--------|----------------|----------|
| 田村 義彦 | 大台ヶ原・大峰の自然を守る会 | 会長 |
| 長嶋 俊介 | 鹿児島大学多島園研究センター | 教授 |
| 西田 正憲 | 奈良県立大学 | 教授 (ご欠席) |
| 村上 興正 | 元京都大学 | 講師 (ご欠席) |
| 横田 岳人 | 龍谷大学 | 講師 |
| 海津 ゆりえ | (有) 資源デザイン研究所 | 代表取締役 |
| 岩本 崇 | 山岳ガイドクラブ北山いこら | 会長 |
| 尾上 忠大 | 森と水の源流館 | 事務局次長 |

<関係行政機関>

| | | | |
|----------------|----|----|----|
| 奈良県企画部観光交流局観光課 | 主査 | 辻岡 | 好文 |
| 奈良県生活環境部風致保全課 | 係長 | 奥野 | 雅信 |
| 奈良県農林部森林保全課 | 係長 | 白井 | 実 |
| 上北山村地域振興課 | 課長 | 中崎 | 和徳 |
| 川上村産業振興課 | 主幹 | 横谷 | 好則 |

(以上敬称略)

<事務局>

| | | | |
|-----------------|-------------|----|-----|
| 環境省近畿地方環境事務所 | 統括自然保護企画官 | 小沢 | 晴司 |
| | 国立公園・保全整備課長 | 柴田 | 泰邦 |
| | 自然保護官 | 石川 | 拓哉 |
| 同 吉野自然保護官事務所 | 自然保護官補佐 | 田中 | 綾子 |
| (株) スペースビジョン研究所 | 取締役 | 宮前 | 保子 |
| | 研究主査 | 安場 | 浩一郎 |
| | 研究員 | 小川 | 菜穂子 |

◆議 事

- (1) 大台ヶ原におけるガイドのあり方について
- (2) その他

◆議事概要

○委員等からの主な意見等

(ガイド制度に係る条例について)

■自治体等によるガイド制度の必要性

- ・ 全国で「自称」ガイドによる遭難事故が多発しており、自治体が条例等によりガイド制度を確立しようとする動きが加速している。大台ヶ原においても条例によるガイド制度の確立が望ましい。
- ・ 自治体の条例等によるガイド制度は、資格等の対象区域が自治体の範囲に限られ、罰則が盛り込まれている場合もある。ガイドに対しては、山岳や安全に関する一般的知識だけでなく、地域特性に応じた知識や技能、責任が求められることから、条例による制度が求められる。

■各自治体におけるガイド制度に係る情報

- ・ 仮に奈良県においてガイド制度に係る条例を策定するとした場合、その内容により窓口は異なる。本件については、関係課として観光課、風致保全課、森林保全課の3課が参画しているが、関連する市町村との調整、現在活動しているガイドの実績なども汲み上げながら検討していく必要がある。
 - ・ 上北山村にはガイド制度に係る条例はないが、ガイド制度をつくるのであれば、ガイドが実際に活動するエリアのことも考慮し、大台ヶ原に限らず、大峯も含めた広い範囲で検討する方が望ましい。
 - ・ 川上村も上北山村と同意見であり、大台ヶ原だけでなく大峯など周辺地域を含めて一体的に検討すべきと考える。
 - ・ 大台ヶ原と大峯などの周辺地域を含めて考える場合、上北山村だけでなく川上村、天川村、十津川村など広範囲にわたるので、奈良県の条例として考える必要があるのではないかと考える。
- ⇒ [事務局] 今回の会議の趣旨は、大台ヶ原自然再生推進計画に基づき、大台ヶ原において質の高い自然体験・環境教育を提供するため、ガイド制度の確立を目指すことである。将来的に、条例等による周辺地域を含めたガイド制度が確立することは望ましいと考えている。
- ・ 小笠原では、都と村が協定を結び、都がガイドを育成、資格認定しており、特に保全上重要な区域に立ち入る際は、認定ガイドの同行を義務付けている。例えば奈良県で条例をつくり、特に保全が必要な西大台については、ガイド同行の義務化も含めた検討を行うという段階的なステップが必要ではないかと考える。

(大台ヶ原におけるガイドのあり方について)

■ガイド制度の目標

- ・ 当面、西大台利用調整地区での推奨を目指すのであれば、西大台から何を学ぶのか、そのコンセプトを明確にすべきである。
- ・ 当面は西大台に限って検討するにしても、全体的な将来像が必要ではないかと考える。ガイド制度を大台ヶ原から周辺に拡張する場合には、求められる技術やガイド像も異なってくる。ガイド制度の範囲に

についての整理が必要である。

- ・ 福島県の裏磐梯における事例と同様、環境省には、大台ヶ原におけるガイド制度を全国のモデル的なものと位置づけて取り組んで欲しい。

■「ガイド」の位置づけ

- ・ ガイドに求められる能力としての「知見・知識・技術」は必要条件に過ぎない。十分条件として、責任感やサービスに対する姿勢など、質の高い利用につながるような要素が求められる。また、ガイドの「責任能力」も重要である。
- ・ ガイドは、知識や技術だけでなく、「思慮深さ・広い視野・哲学」といった質の高い利用を提供する者としての「意識」を持つことが重要である。
- ・ 単なる筆記試験による資格制度だけではなく、責任の取れるガイドのあり方を作り上げていくべきである。特に西大台では、過去に遭難事故も発生している。
- ・ 北山いこらでは、ガイドとしての「意識」を重視している。利用者はガイドを信用し、すべてを任せるので、ガイドは事故を起こさないこと、起こったとしても適切に対処することが求められる。
- ・ 森と水の源流館では、天然林「水源地の森」でのツアー等により、環境教育など学びの場を提供している。ガイドとしての意識、客の満足度などを大事にしていきたい。
- ・ 今後の大台ヶ原におけるガイドのあり方について、地域の意向を把握すべきである。

(大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組みについて)

■ガイド推奨について

- ・ 「推奨」の意味があいまいである。試験等による資格に基づく認定制度でなく、協議会への登録や情報提供程度に留めるのであれば、そのように明記すべきである。将来的に認定制度等の確立を目指すのであれば、「推奨」とするのも理解できる。
- ・ 各自治体の事例と比較しても、大台ヶ原は面積規模が小さいため、ガイドの需要について懸念される。

■ガイドの審査等について

- ・ 西大台地区利用適正化計画検討協議会には、ガイドの審査能力や法的な責任がないので、登録機関として考えるのは不適切であり、福島県ツーリズムガイド認定制度の事例のように、ガイド制度のための協議会等を設置して運営すべきである。
- ・ 審査にあたっては、筆記、実技を含めた試験を実施すべきである。
- ・ 西大台に絞って一定の審査基準を設けた場合、東大台をどのように扱うかについて整理すべきである。
- ・ ガイド希望者にとってわかりやすい仕組みを検討すべきである。

■ガイドの育成について

- ・ 資格試験に基づいた「ガイド推奨」を目指すのであれば、ガイド育成の仕組みが必要である。
- ・ ガイド制度を確立するだけでなく、その後のガイドの質の向上、育成が大変であり、とても重要である。

(その他)

- ・ 西大台地区利用適正化計画では、ガイド同行の義務化を「将来に向けた課題」としている。将来的にガイド同行を義務化するのか、その場合には、どのようなスケジュールで行うのか、について明確にすべきである。
- ・ WGはテクニカルな課題を議論する場であり、今回のような政策に関する論議は利用対策部会で行うべきである。また、WGの検討スケジュールも見直すべきである。
- ・ 大台ヶ原におけるガイドの定義について、資料2では「ガイドとインタープリターを合わせた位置づけ」とあるが、資料3ではインタープリターに比重をおいた記述になっている。定義が異なると議論がかみ合わなくなるので、ガイドの定義を明確に打ち出すべきである。
- ・ 次回の会議では、西大台の利用調整地区関連の資料も提示して欲しい。

[文責：近畿地方環境事務所]